

高齢者世帯の賃貸住宅への転居を支援します

「荒川区高齢者民間賃貸住宅入居支援事業」

荒川区では、民間賃貸住宅への入居が難しい高齢者世帯を対象に、荒川区と協定を結んでいる保証会社と協力して、賃貸住宅への入居を支援しています。さらに保証人が立てられず、債務保証制度を利用した場合、保証料の一部を助成しています。

保証人がいる方または保証料の助成対象とならない方も物件探しを支援します。ご相談ください。

保証料助成の対象となる方

次のすべてに該当する世帯で、主に生計を維持する方

- (1) 65歳以上の単身世帯または65歳以上の方と60歳以上の方のみの世帯
- (2) 荒川区内に引き続き1年以上居住していること
- (3) 荒川区内の民間賃貸住宅へ転居する契約時または現在、居住している民間賃貸住宅の契約更新時に保証人がいないこと
- (4) 自立した日常生活と家賃の継続的な支払いができること
- (5) 世帯の前年所得が、都営住宅に入居するための所得基準以下であること（右表参照）
- (6) 住民税、国民健康保険料（後期高齢者医療保険料）を滞納していないこと
- (7) 生活保護を受給していないこと

都営住宅入居所得基準	
家族数	所得
1人	0～1,896,000円
2人	0～2,276,000円
3人	0～2,656,000円
4人	0～3,036,000円
5人	0～3,416,000円
6人	0～3,796,000円

助成内容

- (1) 保証委託契約時に支払う初回保証料、更に緊急連絡先引受契約（緊急連絡先がない方）を利用される方は初回契約料を合わせて、5万円を限度として補助します。
※会員保証会社によって、保証料率が違うため、自己負担分が生じる場合があります。
- (2) 2年目以降の更新保証料（緊急連絡先引受契約料は除く）
1万円を補助します。

保証会社

一般社団法人 全国保証機構

〒105-0004 東京都港区新橋5-13-7

電話 03-6809-1168

(会員保証会社) (株)ラクーンレント・(株)Casa・日本セーフティ(株)・フォーシーズ(株)



助成手続方法

④ 不動産店で賃貸契約をする前に必ず、区役所へお越しください。

- (1) 高齢者福祉課の窓口（区役所2階⑤番）にお越しください。
 - ◎ 転居先が見つからず、連帯保証人がいない方は、資格要件を確認後、賃貸保証機構と区内の物件を探します。
- (2) 賃貸契約と保証委託契約を結び、契約に基づく費用を支払います。
- (3) 高齢者福祉課で補助金の申請（「申請書」・「同意書」を記入）をします。
 - ◎ 申請時に必要な書類等（※は利用者のみ）
 - ◇ 転居後または契約更新時の賃貸借契約書
 - ◇ 保証委託契約書（※緊急連絡先引受契約書）
 - ◇ 保証委託料の領収書（※緊急連絡先引受契約料の領収書）
 - ◇ 印鑑
 - ◎ 保証料の補助金申請は、契約日から3か月以内におこなってください。
- (4) 2年目以降の補助金の申請は更新保証料の支払いの後、直接、高齢者福祉課で補助金の申請（「申請書」・「同意書」を記入）をします。
 - ◎ 更新時に必要な書類等
 - ◇ 契約更新時の賃貸契約書
 - ◇ 更新保証料の領収書
 - ◇ 印鑑



注意事項

- ※ 荒川区の補助金対象世帯に該当しても、保証会社による審査の結果、保証委託契約が成立しない場合があります。
- ※ 万が一、家賃の滞納等が生じた場合、保証会社が一時的に、家賃等の立替払いをしますが、契約者の滞納家賃等が免除されるわけではありません。
- ※ 保証委託契約については、保証会社の契約書の内容をよくお読みのうえ、ご契約ください。

【問合せ先】

高齢者福祉課 高齢者福祉係（荒川区役所 2階 ⑤番）
電話（代表）3802-3111 内線2675